

会議名称	平成29年度第1回 杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録	
日時	平成29年5月22日（月） 14時00分から16時10分まで	
場所	杉並区役所 第4会議室（中棟6階）	
出席者	委員	茶谷会長、石川委員、井上委員、小林委員、斎藤委員、三田委員、山崎委員、横山委員、吉田委員、井原委員、川野委員、富田委員、中村委員、松浦委員、佐藤委員、新保委員、長谷川委員、渡邊委員
	実施機関	人見課税課長、武井防災課長、土田国保年金課長、大澤子育て支援課長、武田区民課長、岡本高井戸事務所担当課長、日暮健康推進課長、徳嵩教育委員会事務局次長
	事務局	牧島情報・法務担当部長、吉川情報システム担当課長、中辻政策法務担当課長、馬場情報政策課長
傍聴者	1名	
配布資料	事前	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料1 平成28年度第5回情報公開・個人情報保護審議会会議録</li> <li>・資料2 平成29年度第1回情報公開・個人情報保護審議会 報告・諮問事項</li> <li>・資料3 特定個人情報保護評価第三者点検部会 報告事項</li> </ul>
	当日	・会議次第
【会議内容】		
1 平成28年度第5回会議録の確定		
2 報告・諮問事項		
番号	件名	審議結果
報告第1号	公的個人認証署名検証に関する業務の登録について（新規）	報告了承
報告第2号	公的個人認証署名検証に関する業務の外部結合について（新規）	報告了承
報告第3号	特別区民税・都民税賦課徴収（普通徴収）に関する業務の外部結合について（新規）	報告了承
報告第4号	特別区民税・都民税賦課徴収（特別徴収）に関する業務の外部結合について（新規）	報告了承
報告第5号	防災物資あっせんに関する業務の登録について（追加）	報告了承
報告第6号	社会保障・税番号制度の導入に伴う業務の登録について（追加）	報告了承
報告第7号	社会保障・税番号制度の導入に伴うシステムに記録する個人情報の項目の登録について（追加）	報告了承
諮問第70号	後期高齢者医療に関する事務の特定個人情報保護評価第三者点検について（再実施）	決定
諮問第71号	国民年金に関する事務の特定個人情報保護評価第三者点検について（再実施）	決定
諮問第72号	児童手当に関する事務の特定個人情報保護評価第三者点検について（再実施）	決定

一般報告	平成 29 年度住民基本台帳ネットワークシステム及び情報提供ネットワークシステムに係る業務の計画等について	報告了承
一般報告	個人情報の誤送付について	報告了承
一般報告	国民健康保険料納付書の誤送付について	報告了承
一般報告	国民生活基礎調査世帯一覧等の紛失について	報告了承
一般報告	学校給食「調理室手配表」の紛失について	報告了承

会長	<p>本日は御多用のところ、当審議会へ御出席賜りまして、誠にありがとうございます。時間少し前ですが、皆さんおそろいですので、ただいまより平成 29 年度第 1 回杉並区情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。</p> <p>最初に、本日都合により欠席される委員のお知らせを事務局からお願いします。</p>
情報・法務担当部長	<p>本日の会議ですが、欠席される旨の御連絡がありました委員は、大澤委員、柴田委員、上野委員の 3 名です。</p>
会長	<p>次に事務局の組織の変更等について、事務局からお願いいたします。</p>
情報・法務担当部長	<p>本年 4 月 1 日の組織機構改正に伴い、事務局がこれまでの政策経営部から総務部に移行いたしました。事務局の人事異動はありません。よろしくをお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは、議題に入りたいと思います。審議の進め方ですが、会議の次第に記載されているとおり、前回の会議録の確定を行ってから、報告・諮問案件の審議に入りたいと思います。</p> <p>初めに資料 1 の「平成 28 年度第 5 回会議録」について、事務局から修正や補足説明がありましたら、お願いします。</p>
情報政策課長	<p>特にありません、よろしくをお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは、委員の皆様方から何かありますか。</p> <p>訂正箇所等はないようですので、「平成 28 年度第 5 回会議録」につきましては確定とさせていただきます。</p> <p>では、次に報告・諮問事項の審議に入りたいと思います。なお、今回は新たな諮問事項はないということですので、情報・法務担当部長からの諮問文の読み上げはなしとさせていただきます。</p> <p>それでは、初めに報告第 1 号から第 4 号について、事務局から説明をお願いします。</p>
報告第 1 号～第 4 号	
情報システム担当課長	<p>案件について説明する。</p>
会長	<p>では、ただいまの説明につきまして、御質問がありましたらよろしく申し上げます。</p>
委員	<p>報告第 1 号、報告第 2 号について確認をさせていただきます。電子証明書を付与する仕組みが導入されるということで、セキュリティ上、さらにレベルが上がるのかと思うのですが、オンライン申請をするのにカードリーダーみたいなものが必要になりますよね。それは個人で購入するものなのでしょうか。</p>
情報システム担当課長	<p>個人での購入等をお願いする予定です。</p>
委員	<p>そうすると、そういう機器がないと、基本的にはこのオンラインでの申請はできないことになるのですよね。</p>
情報システム担当課長	<p>現在は購入等が必要になりますが、更にモバイルフォンなどを活用した利用が進められておりまして、より多くの方が御利用できるような手段を検討されている話を頂いております。</p>

委員	<p>こういったことを行うことで、データの改ざんや、なりすましのリスクが低くなるということですが、結局、マイナンバーカードを不正に入手して、その人がパスワード等を知ってしまったら、やはり本人になりすまして申請ができたり、そういうことは可能ということですよ。</p>
情報システム担当課長	<p>システム上はマイナンバーカードを御利用になって、かつパスワードを御利用になって行った場合には、本人とみなしますので、それは可能であるかと考えます。</p>
会長	<p>ほかに御質問はありますか。ないようですね。御意見はいかがですか。御意見もないようですので、報告第1号から第4号については了承ということにさせていただきます。</p> <p>次に報告第5号から第7号について、事務局から説明をお願いします。</p>
報告第5号～第7号	
情報政策課長	<p>案件について説明する。</p>
会長	<p>それでは、ただいまの説明について、御質問はありますか。</p>
委員	<p>9ページの報告第5号の中段で、特定地域、対象者とありますが、これはここでいう特定地域に居住し、かつ対象者に該当する場合に、助成の対象としてブレーカーの取付けをしますという考え方でよろしいのですか。</p>
情報政策課長	<p>簡易型感震ブレーカー自体はもともと無料で提供しておりまして、無料提供する特定地域は、東京都が「防災都市づくり推進計画整備地域」として定めている地域です。木密が非常に多いということで、延焼の危険が大きいということから感震ブレーカーを無料で提供しています。そして今回さらに、65歳以上等の要件を満たす方々がお住まいの世帯については1軒当たり2,000円の設置費も無償といたします。つまり、特定地域は、もともとブレーカーは無料、さらに対象者については設置費用も無料にするといった事業です。</p>
委員	<p>事業の周知の方法についてです。今回の助成の条件として、特定地域に住んでいること、記載の対象者に該当することがあるかと思いますが、その条件を、例えばホームページや広報に掲載するだけなのでしょう。もし本当に地域の防災として、進めていくのであれば、行政が地域の安全安心を守るために、積極的に周知をするべきだと思いますが、いかがでしょうか。</p>
防災課長	<p>今の御指摘につきましては、今回の特定地域が杉並区の中でも非常に火災の危険が高く、その中で特に災害のときに支援が必要な方のいる世帯に対しては、こういうことをやっていますというのを、単に広報に出ていましたよということだけではなく、もっとしっかりとお伝えしていかなければいけないと受け止めています。</p> <p>もちろん今回、広報でも当然お知らせしますし、ホームページなどにも掲載します。昨年、この地域の震災救済所の連絡会でもお伝えをしましたが、今回、さらに町会や民生委員を通じてなど、様々な機会を通じて、これは一応申請主義ではありますが、是非やっていただきたいということで、こちらから強く働き掛けて普及に努めたいと考えております。</p>
委員	<p>併せてお願いがあります。</p>

会長	御意見だったら、後でまたお願いします。
委員	PRをするということであれば、申し訳ないのですが、今、加入率が非常に低い町会という組織があります。町会の会員さんには、こういう情報を町会員がちゃんと伝えてくれるという形で、町会の必要性を感じるような方向も含めた形での普及を考えてほしいというお願いをさせていただきます。
会長	これは御質問ではなくて御意見ですね。
委員	はい。
会長	ほかに御質問はありますか。
委員	今と同じ所ですが、対象者に「身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者手帳保持者」とありますが、度数は関係ありますか。持っている者が全員対象となるわけですか。
防災課長	度数は関係ありません。手帳保持者については全て対象とさせていただきたいと思っています。
委員	先ほど設置を希望する者の申請というお話がありましたが、これは申請時の情報のみを確認するのか、それとも申請に対して、ほかの所管が管理している手帳の保有等の情報を閲覧できるのかどうか、どちらですか。
防災課長	基本的に申請時の情報のみという考え方になります。
委員	そうしますと、本人申請で仮に虚偽があったとしても、それは受け付けるということで、確認作業はしないということによろしいのでしょうか。
防災課長	例えば、65歳以上のみの世帯ということで申請があつて、実は住民票の世帯を確認したら、若い方がいらっしゃる可能性のある世帯もあるわけです。例えば実際には昼間はほとんどいなくて、事実上、高齢者だけの世帯だと、御本人たちは捉えている場合もあると思います。こういったものを厳密に審査することよりも、そもそも高齢者だけの世帯ではなくても感震ブレーカー自体は付けていただいたほうが、電気火災を防止していくという意味では非常に重要なことですので、どちらが大事かという点で言えば、まずは申請をそのまま受けて設置して、普及させることに力を入れることが重要ではないかと考えております。
委員	もう一度確認です。そうしますと、一切ほかの所管が持っている情報とは共有しないということによろしいのですね。
防災課長	今おっしゃられたとおりです。
会長	ほかにありますか。
委員	報告第5号について管理方法に関する質問です。文書にマルが付いているということで、紙媒体で管理されており、もともと心身等の情報などは入っていない状態で、今現在もあつせんした方々の情報を管理されているのだと思います。今後、障害の有無や疾病の有無など、機微な情報が新しく管理されるのですが、紙媒体での管理の方法は、今現在どういう管理をされていて、新しい情報が追加されることによって、今後どのように管理の方法が変わるのか、若しくは変わらないのか、確認させてください。
防災課長	管理というのは、いわゆるその情報を蓄積してということではなくて、あくまでも申請書として受けて、それをチェックしてという形で管理を行っております。

	それは現在もそうですし、今後についても特に新たに何か管理を強化するという ことではありません。
委員	追加になった前後で管理の方法は変わらないというお答えでしたが、その申請 書を受け取ったらすぐに破棄するわけではないですよね。バインダーなどにフ ァイリングして例えば1年とか、5年とか管理をして、その後、必要がなくなっ たらシュレッダーなどで廃棄という形になると思いますが、管理方法は、今はど ういった形になっているのでしょうか。
防災課長	防災課のほうでは、申請書をお預かりすると、毎日鍵のかかる書庫で保管して おりまして、一定期間を経過して処分するという形で、委員がおっしゃられたと おりの管理方法ということになります。
会長	よろしいですか。ほかに御質問はありますか。ないようですので、御意見はあ りますか。
委員	先ほど質問に御回答いただいた中で、他課との情報共有はしないということ でしたが、申請者にとっては、例えば障害・疾病の有無という情報を提供したと いう意識になってしまうと思います。確かに杉並区は防災課の事業として、情報 を取得しているかと思いますが、申請者は杉並区に対して自分の情報を提供した のだと思い込んでしまうおそれがあり、何か災害等があったときには情報を提供 したから何かを得られるのではないかという誤解が生じるのではないかと私は思 っております。ですから、情報取得のときには目的外利用はしないということ を文面だけではなく、明確に説明をしていただきたいと思います。
会長	ほかによろしいですか。委員から個別の御意見を頂戴いたしましたが、全体 としては、御異議はないようですので、報告第5号から第7号を了承とさせてい たできます。 次に諮問第70号から第72号です。この案件は前回の審議会で諮問を受け、部 会で審議を行うことになっていました。まず、事務局から区民意見聴取の結果の 報告を受けまして、次に部会長から点検結果の報告をお願いしたいと思います。 その後、御質問、御意見を承ってまいります。それでは、まず事務局から説明 をお願いします。
諮問第70号～第72号	
情報政策課長	こちらの案件について、資料と区民意見聴取の結果について御説明いたします。 3つの事務があります。まず、後期高齢者医療に関する事務から御説明いたしま す。 資料3-1①は、区民意見聴取及び第三者点検部会の点検結果を反映した後期高 齢者医療に関する事務の全項目評価書(案)となっております。資料3-1②は、本評 価書に対して行った修正の一覧となっております。資料3-1③は、後期高齢者医 療に関する事務の全項目評価書(案)に対する区民等の意見提出の実施結果の内容 となっております。記載のとおり、意見聴取は3月11日から4月10日の期間に 実施し、提出された意見は1件ありました。項目数は1項目です。 資料3-1④は、今回頂いた御意見とその内容に対する区の考え方を記したもの です。頂いた御意見は、制度及び手続に関するものとなりますので、評価書への

	<p>反映は行っておりません。資料 3-1⑤は、特定個人情報保護評価補助資料です。第三者点検部会で効率的に評価を実施していただくために、事務ごとに評価書において変更した箇所及びその変更の趣旨・目的を取りまとめた資料です。資料 3-1⑥は新旧対照表です。再実施により追加・変更した評価書の項目とその内容について、再実施前の内容と比較できるようにまとめた資料です。資料 3-1⑦は、特定個人情報保護評価書の適合性・妥当性の結果です。第三者点検部会の結果について事務ごとにまとめた資料です。</p> <p>続いて 2 つ目の事務は、国民年金に関する事務です。資料 3-2①は、国民年金に関する事務の重点項目評価書(案)です。資料 3-2②は、国民年金に関する事務の重点項目評価書(案)の参考資料です。国が定める重点項目評価書は、資料 3-2①ですが、それに加えて杉並区として、事務の内容についてより分かりやすくお示しするために作成した資料です。事務に関連するシステム概念図及び事務フロー図を記載するものとなります。資料 3-2③は、国民年金に関する事務重点項目評価書(案)の修正一覧です。資料 3-2④は、国民年金に関する事務の重点項目評価書(案)に対する区民等の意見提出の実施結果内容です。3月11日から4月10日まで実施して、提出された意見は1件です。資料 3-2⑤は、今回提出していただいた御意見、その内容に対する区の考え方を記したものです。頂いた御意見は、制度及び手続に関するものとなりますので、評価書への反映は行っておりません。資料 3-2⑥は、特定個人情報保護評価補助資料で、国民年金に関する事務用に作らせていただいたものです。資料 3-2⑦は新旧対照表です。資料 3-2⑧は、国民年金に関する事務についての点検結果です。</p> <p>続いて 3 つ目の事務です。資料 3-3①は、児童手当に関する事務の重点項目評価書(案)です。資料 3-3②は、児童手当に関する事務の重点項目評価書(案)の参考資料で、事務フロー図等です。資料 3-3③は、児童手当に関する事務の重点項目評価書(案)に対する区民等の意見提出の実施結果です。提出された意見はありませんでした。資料 3-3④は補助資料です。資料 3-3⑤は新旧対照表です。資料 3-3⑥は、児童手当に関する事務に関して点検いただいた結果です。</p> <p>簡単ではありますが、以上で資料及び区民意見聴取結果の説明とさせていただきます。</p>
会長	次に部会長から説明をお願いいたします。
部会長	<p>ただいまの諮問第 70 号、71 号、72 号についてです。</p> <p>今回、後期高齢者医療に関する事務の特定個人情報保護評価が再実施となっております。ならびに国民年金、児童手当に関する事務のいずれも再実施となっております。本日は、以上 3 つの事務の再実施に係る第三者点検結果の審議をお願いいたします。それでは、事務局より説明のありました第三者点検部会点検用の補助資料に基づいて、再実施の内容について御説明させていただきます。</p> <p>初めに、後期高齢者医療に関する事務の特定個人情報保護評価について資料 3-1 の各資料に特定個人情報保護評価の内容について記されております。第三者点検の再実施に当たっては、資料 3-1⑤と資料 3-1⑥に基づいて、それぞれ御確認をいただきます。</p>

資料 3-1⑤について、今回の再実施の背景について御説明いたします。特定個人情報保護評価は、番号利用法に基づいて、重要な変更を加える場合には、特定個人情報保護評価を再実施することとなっております。後期高齢者医療に関する事務については、平成 27 年度に特定個人情報保護評価を既に実施しております。今回は平成 30 年から委託先の追加という、重要な変更にあたる委託範囲の変更を予定するため再実施を行っております。再実施の内容については、資料 3-1⑤の追加と変更の趣旨に記されております。今回再実施の理由となった重要な変更事項は業務委託の範囲拡大に伴う部分、その他の変更事項は組織改正による部分です。

1 点目より御説明いたします。1 点目の業務委託の範囲拡大に伴う委託事項の追加とリスク対策の見直しによる修正については、資料 3-1⑥の新旧対照表の該当ページがそれぞれ記されております。特定個人情報ファイルの概要の変更については、委託の有無、特定個人情報ファイルの取扱いの委託については委託事項 5 が追加されております。これに伴い、取扱いのプロセスにおけるリスク対策が新旧対照表の 3 ページから 5 ページ、さらにリスク対策として記載事項が 5 ページから 7 ページ、提供に係るリスク取扱いの委託に係るリスクについては 7 ページから 9 ページ、最後に特定個人情報の提供、移転に係るリスクについては 9 ページから 11 ページにそれぞれ記されています。なお、2 点目の組織改正による修正については、情報政策課が、政策経営部から総務部へ移行したことに伴う追加・変更の手续となります。こちらは、あくまで組織改正による修正となっております。以上が 1 点目の後期高齢者医療に関する事務の特定個人情報保護評価再実施となります。

続いて諮問第 71 号の国民年金に関する事務の特定個人情報保護評価です。こちらも再実施となります。資料 3-2⑥の補助資料、資料 3-2⑦の新旧対照表を御確認いただき、同じく特定個人情報保護評価を再実施することになった経緯、その趣旨について御説明いたします。

資料 3-2⑥を御覧ください。国民年金に関する事務については、平成 27 年度に特定個人情報保護評価を実施いたしました。今回の特定個人情報保護評価の再実施は、平成 30 年から重要な変更にあたる委託事項の追加がなされることに伴う再実施となります。

再実施により追加・変更した評価項目とその趣旨は、業務委託の範囲拡大に伴う委託事項の追加及び組織改正による修正の 2 点です。

まず業務委託の範囲拡大に伴う委託事項について、追加・変更した評価書の項目は新旧対照表のページ欄に記載のとおりとなります。それぞれ特定個人情報ファイルの概要について、国民年金ファイルの委託の有無が 1 ページ、委託事項の 6 番目が追加となっておりますので、そちらが 1 ページから 2 ページ、障害基礎年金受給確認ファイルの委託の有無については 3 ページ、委託の追加事項について、委託先の追加が委託事項 3 として同じく 3 ページ。国民年金ファイル及び福祉住民登録外者等記録ファイルのリスク対策については 3 ページ以降に記載されている部分となります。特定個人情報の入手について



は 3 ページから 5 ページ、特定個人情報の使用については 5 ページから 8 ページ、特定個人情報ファイルの取扱いの委託に係るリスクについては 8 ページから 10 ページ、提供・移転については 10 ページと 11 ページ、同じく障害基礎年金受給確認ファイルについては、特定個人情報の入手については 11 ページから 13 ページ、使用については 13 ページから 15 ページ、委託については 15 ページから 17 ページ、提供・移転については 17 ページから 18 ページ。なお、2 点目の組織改正による修正は、後期高齢者医療に関する事務と同様ですので省略します。

3 つ目の諮問第 72 号の児童手当に関する事務、特定個人情報保護評価について、こちらにも再実施となります。こちらの補助資料は資料 3-3④、資料 3-3⑤は新旧対照表です。

資料 3-3④に基づいて、特定個人情報保護評価再実施の経緯について説明します。児童手当に関する事務については、平成 27 年度に特定個人情報保護評価を実施いたしました。こちらは平成 29 年度に重要な変更当たる、情報提供ネットワークシステムにおける情報連携等の変更を予定することに伴い、特定個人情報保護評価を再実施することとなりました。

再実施による追加・変更事項については 3 点あります。1 点目は、情報提供ネットワークシステムによる情報連携の主管見直しによる修正です。こちらについては情報提供ネットワークシステムを用いた情報連携についての見直し事項の再評価が必要であるという観点から、まず基本情報のシステム 4 については新旧対照表 1 ページから 2 ページ、特定個人情報ファイル名については 3 ページ、情報提供ネットワークシステムによる情報連携の法令上の根拠については 3 ページ、特定個人情報ファイルの概要については、児童手当ファイルの特定個人情報の提供・移転についての事項が 4 ページから 5 ページ、情報連携ファイルについては 5 ページから 7 ページ、記録項目については 6 ページから 7 ページ、それぞれの特定個人情報ファイルのリスク対策については、それぞれ 11 ページから 13 ページ、情報連携ファイルのリスク対策については 13 ページから 19 ページ。

2 点目は、子育てワンストップサービスに伴う特定個人情報を取り扱う事務で使用するシステムの追加です。子育てワンストップサービスは、国が整備するマイナポータルで提供されるサービス検索、電子申請機能を活用したサービスです。マイナポータルというのは、マイナンバー制度において情報ネットワークを介して、行政機関の間でやり取りをした記録を、本人が確認することができる仕組みで、サービス検索、電子申請機能を活用したサービスとして子育てワンストップサービスを提供することが予定されております。子育てワンストップサービスの実施に伴い修正、追記事項があるため、今回の再実施となっています。

追加・変更した評価書項目については、新旧対照表 2 ページから 3 ページの特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム、特定個人情報ファイルの概要については、児童手当ファイルについての入手・使用の入手方法が 4 ページ、リスク対策については 8 ページから 11 ページ。

最後に 3 点目の組織改正による修正は、先ほどの組織改正に伴う修正と同様ですので省略いたします。

	特定個人情報保護評価の第三者点検の再実施については以上です。
会長	ただいまの説明について御質問がありましたらお願いいたします。
委員	御説明ありがとうございました。資料が大変多くて、私もまだまだ混乱しています。まず後期高齢者医療に関する事務についてです。こちらは重大な変更、業務委託の範囲拡大に伴う委託事項の追加ですが、業務委託の範囲拡大については、今の窓口業務の民間委託に関わることという認識でよろしいのでしょうか。
国保年金課長	委員のおっしゃるとおり、国保年金課では、平成 29 年 1 月から、国民健康保険業務の一部を外部に委託しております。第 2 期として後期高齢者医療と国民年金の業務を平成 30 年 1 月から窓口だけでなく内部の事務も含めて委託することに伴うものです。
委員	そうすると、委託業者が個人情報を取り扱ったり、マイナンバーを取り扱ったりするということですね。
国保年金課長	マイナンバー関係のものと、窓口で、申請書等にマイナンバーが書かれるものを取り扱うことや、御本人確認が必要なものについては確認をして書類を預かることが、委託業者が取り扱う業務の中の一部に入っております。
委員	資料 3-1⑥の 8 ページと 9 ページの、ちょうどページの分かれ目にある、「再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保、具体的な方法」ということで、新しく追加されている下線部分に、「委託先において、再委託先の特定個人情報の取扱いの監督を行っているかどうかを区で監督することにより、再委託先の特定個人情報の取扱いについても間接的に監督する」と書かれています。実際に今回の窓口委託で、こういう再委託は想定しているのでしょうか。
国保年金課長	委員がおっしゃるのは、再委託の記載があるので、再委託をする予定があるのかという御質問ですけれども、答えとしては再委託する予定はありません。当初予定していたのは、委託すると職員の数は減るのですが、従事者の数が増えるということで、執務のレイアウトを、偽装請負対策等できちっと分けする必要があるということで、レイアウトの図面が引けるかということも含めて、業務設計の委託の中に含める予定でした。事業者のほうは図面を引くのがなかなか難しいので、図面を引く部分のみ設計事務所に再委託するかもしれないという話がありましたけれども、職員で図面を引くことになりましたので、再委託の予定はありません。
委員	基本的に今お話されていたのは、国民年金に関する事務についても同じ認識でいいということですか。
国保年金課長	委員のおっしゃるとおりで、後期高齢者医療に関する事務と、国民年金に関する事務については、私ども国保年金課の業務ですので同じ形です。
委員	続いて、児童手当に関する事務について確認させていただきます。読んで説明していただいたのですが、資料 3-3④の 3 ページ、いわゆる重要な変更として、「情報提供ネットワークシステムによる情報連携の主管見直しによる修正」というのが、説明を聞いていても具体的によく分からなかったのです。もう少し分かりやすく説明していただけますか。
部会長	児童手当関係の情報の提供については、今回、平成 27 年度に実施をした段階の

	<p>部署から、子育て支援課で行うという変更がなされております。この部署の変更に伴う主管の見直しによる修正が、今回の1点目の変更事項となっております。こちらは、子育て支援課によって行うことについての変更が、今回の重要な変更となっております。</p>
会長	<p>他に御質問はございますか。ないようですので、御意見はいかがでしょうか。</p>
委員	<p>諮問第70号と第71号についてです。後期高齢者医療に関わる部分と、国民年金に関わる部分で、それぞれ窓口業務に関わっての諮問ということで、個人情報扱う上で、窓口業務の外部委託というのが、個人情報の漏えいのリスクを高めるという観点から、私はこの諮問に対して、反対という立場をとらせていただきます。また、児童手当に関する業務の主管の変更と、あとは子育てワンストップサービスに伴い使用するシステムの追加とありますが、これについても個人番号利用の拡大につながるものということで、承認はしないという意見を述べさせていただきます。</p>
会長	<p>他に御意見はありますか。御意見は1点ですので、諮問第70号から第72号については決定とさせていただきます。ただいま御審議いただきました諮問事項について、ここで答申をいたします。事務局が答申案文をお配りいたしますので、内容を御確認いただきたいと思っております。</p>
	<p>(事務局答申案文配布)</p>
会長	<p>お手元の答申案文の内容でよろしいでしょうか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
会長	<p>御異議がないようですので、答申文を情報・法務担当部長にお渡しします。</p>
会長	<p>次に、一般報告が5件あります。最初の1件について、情報政策課と区民課から御説明をお願いします。</p>
<p>一般報告</p>	
情報政策課長	<p>12ページを御覧ください。私からは、一般報告、平成29年度住民基本台帳ネットワークシステム及び情報提供ネットワークシステムに係る業務の計画等について御説明します。1の住民基本台帳ネットワークシステムの運用計画については、杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例を改正し、平成28年1月から審議会の所掌事項に加えております。後ほど区民課長より御報告します。</p> <p>2の情報提供ネットワークシステムの運用計画については、これはマイナンバー法に基づく機関間の情報連携を実現するシステムであり、平成29年7月より試行運用、10月より本格運用が開始されることとなっております。詳細は後ほど御報告します。</p>
区民課長	<p>私から、杉並区住民基本台帳に係る個人情報保護に関する条例第5条の規定に基づき、平成28年度の住基ネット運用状況について御報告します。13ページ、別紙1を御覧ください。区分の「住民票の記載等」については、転入届に基づき、前住所地等関係機関へのデータ送信です。平成28年度の件数は記載のとおりですが、第7号及び第8号について件数が増加したのは、個人番号カード保有者の増加に伴い特例転入対象者が増加したためです。そのほか、大きな変動はありません。</p>

	<p>「広域交付住民票の写し交付」については、住所地以外の自治体で住基ネットを利用した住民票の写しの請求があった場合のデータ送信です。件数は、記載のとおり大きな変動はありません。</p> <p>「戸籍の附票記載事項通知」については、転入等住民票の住所に係る変更があった場合、本籍地へ通知することとなっておりますので、そのためのデータ通信です。件数は、記載のとおり大きな変動はありません。</p> <p>「住民基本台帳カード」については、住基カードの届出に基づくデータ送信件数です。住基カードについては、平成 27 年 12 月をもって新規交付を終了しておりますので、平成 28 年度の交付件数は 0 件です。また、個人番号カードと住基カードの両方を保有することが制度上できないため、住基カードをお持ちの方が個人番号カードを取得した場合は、住基カードは廃止となります。そのため、廃止及び返納件数は、平成 28 年度は増加しております。</p> <p>次に 14 ページ、別紙 2 のとおり、「平成 29 年度住民基本台帳ネットワークシステム業務に係るセキュリティ運用計画」については、昨年と同様となっております。昨年から審議会で諮問しておりますが、住基ネットのセキュリティ評価実施内容の事前点検については 7 月、住基ネットセキュリティ評価実施結果妥当性評価については 12 月の審議会にお諮りする予定です。</p>
<p>情報政策課長</p>	<p>続きまして、情報提供ネットワークの運用管理に関して御説明します。15 ページ、別紙 3 を御覧ください。運用管理にかかる責任体制・運用体制については記載のとおりです。</p> <p>16 ページ、別紙 4 を御覧ください。情報提供ネットワークシステムに係るセキュリティ運用計画です。こちらは今年度からスタートとなっております。報告、諮問のタイミングですが、住民基本台帳ネットワークの計画とそろえております。今回、第 1 回審議会においては、運用計画等を御報告します。5～7 月まで、7 月の試行運用に向けた準備を進めてまいります。7 月の第 2 回審議会においては、情報提供ネットワークのセキュリティ評価実施内容として、運用後の自己点検、職員アンケート、緊急時対応訓練、職員教育等に関する事前点検を行っていただくため、諮問を予定しております。実施内容等について答申を頂いた後、12 月の第 4 回審議会において、実施結果について諮問させて頂く予定です。各諮問については、住基ネットと同様、必要に応じて部会を開設していただき、部会での御審議を踏まえて答申を頂きたいと考えております。</p> <p>また、部会については、住民基本台帳ネットワークのセキュリティ評価に関する部会で同時に御審議いただきたいと考えております。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、御質問等ありましたらお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>14 ページの住民基本台帳ネットワークに関してです。中段に「住基ネット緊急時対策会議」とありますが、この組織は、どこの何の組織なのかというのが 1 点です。</p> <p>また、下段に「人的セキュリティ対策」として罰則等のルールを設けることによる抑止という項目がありますが、これも具体的にどのようなことを考えてこの計画の中に入れているのか、御説明いただきたいと思っております。</p>

区民課長	<p>最初の緊急時対策会議についてですが、住基ネットセキュリティ統括責任者である総務部を担当する副区長を筆頭に、区内の管理職で組織している会議体です。この会議については、住基ネットのセキュリティ対策の重要事項や緊急時における対応に関することを審議しております。</p> <p>2つ目の14ページの下段の件についてですが、罰則等のルールを設けることによる抑止については、既に設けており、杉並区個人情報保護条例に基づいて強化していくということです。</p>
委員	<p>具体的には項目を入れているだけですか。</p>
情報政策課長	<p>補足いたします。セキュリティ対策の左端に「人的セキュリティ」「物理的セキュリティ」「技術的セキュリティ」とあって、ここで「人的セキュリティ」と呼んでいるのは、先ほどの会議体の設置もありますし、職員アンケートもあります。また、自治体の対応訓練等も教育訓練の一環としてやっております。こういったものを「人的セキュリティ対策」と呼んでおります。</p>
会長	<p>ほかにありますか。御質問がなければ、本件については了承とさせていただきます。</p> <p>次に、2件について、杉並福祉事務所高井戸事務所、国保年金課から説明をお願いします。</p>
高井戸事務所担当課長	<p>私からは、杉並福祉事務所高井戸事務所における個人情報関係書類の誤送付について御報告します。報告に先立ち、本件につきましては、関係の皆様にご心配、御迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。</p> <p>概要ですが、本年2月14日、A氏に発送した郵便物の中に、B氏に発送する予定であったB氏のアパートの契約更新精算書を誤って封入し、お送りしてしまいました。なお、本件は2月16日に、A氏から「他人の書類が同封されてきた」と電話連絡を頂いたことにより判明したものです。契約更新精算書に記載されていた個人情報は、物件名、所在地、賃貸料、共益費、更新経費、契約者名、不動産事業者の名称・所在地・担当者名・連絡先・振込先口座情報です。誤送付の主な原因は、他の職員による二重チェックを行わなかったことであると考えております。</p> <p>その後の区の対応ですが、連絡を頂いてから、すぐに担当職員がA氏宅に伺い、連絡を頂いたお礼とお詫びを申し上げ、誤送付した契約更新精算書をお預かりしました。次に、その足でB氏宅に伺い、契約更新精算書をお渡しするとともに、誤送付の経緯を説明し、お詫び申し上げます。報道機関への情報提供は、2月17日に行っております。</p> <p>再発防止策として、本件についての所内における情報共有のほか、郵便物発送手順の見直しと周知・マニュアル化、封筒裏面への確認者押印欄の印刷・押印による二重チェックの徹底等、人的ミスゼロにするためのあらゆる手立てを講じていく所存です。今後は二度とこのような事態が発生しないよう、所一丸となって取り組んでまいります。この度は大変御迷惑をおかけしてしまい、誠に申し訳ございませんでした。</p>
国保年金課長	<p>私からは、国民健康保険料の納付書の誤送付について御報告します。説明に先</p>

	<p>立ち、本件について関係者の皆様方に多大なる御迷惑、御心配をおかけしたことをおわび申し上げます。</p> <p>概要ですが、本年3月24日、A被保険者から国保年金課国保収納係へ、電話連絡による国民健康保険料未納分の納付書の送付依頼がありましたが、これに対応した区職員が、A被保険者へ送付する納付書を封入する際、第三者(B被保険者)の納付書を混入させてしまいました。4月21日に、国保年金課から発送した督促状がA被保険者に届き、A被保険者が既にコンビニエンスストアで支払い済みの手元にあった領収書を確認したところ、B被保険者の名前であることが判明しました。A被保険者から国保年金課国保収納係へ電話連絡があり、この間の経過と第三者(B被保険者)の保険料を納付した事実が判明したという状況です。漏えいした個人情報、B被保険者の氏名、住所、保険料額、国民健康保険記号番号です。</p> <p>その後の区への対応ですが、A被保険者への対応としては、電話で本件事件に関する謝罪をするとともに、午後、職員が訪問して直接謝罪をし、誤納付の保険料については一部の未納保険料に充当し、残金を還付することで了承を得ました。B被保険者への対応としては、電話で本件事故に関する謝罪と経過説明をするとともに、職員が訪問し、直接謝罪をしております。</p> <p>今回の原因の分析としては、大量に郵送物を発送する業務については、業務委託として複数人によるダブルチェック体制を実施しているところですが、今回は交渉・相談からの引き続きでしたので、区職員が単発で対応し、個人1人での点検のみで、複数人によるダブルチェックが不徹底だったこと、また、個人情報を取り扱う職員の意識が低下していることが分かりました。再発防止に向けて、個人情報記された書類の誤送付が発生したこと、更に還付の手続など迷惑をかける結果となったことを極めて重く受け止め、今後は二重チェック体制の徹底や確認手順の見直しなど、再発防止に向けて、課全体として全力を挙げて取り組んでまいります。具体的な確実な二重チェックを行うために、発送する郵便物はその場で封をせずに、特定の場所に集め、第三者の目で混入等のミスがないかを再確認し、初めて郵便物に封をする体制とします。この度は誠に申し訳ありませんでした。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、御質問等ありましたらお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>2件誤送付の報告がありましたが、前回の審議会でも、12月と1月に誤送付ということで報告を受け、そのときにも二重チェックがされていなかったという報告でした。それについては改めると報告を受けていたので、とても残念に受け止めておりますが、前回誤送付があって、ダブルチェックがされていなかったという事実があったことから、それに対応するというお話があったのに、なぜ今2件発生したのか、その部分について御説明をお願いします。</p>
<p>国保年金課長</p>	<p>大変申し訳ありませんでした。昨年12月に、私どもの課で還付について、単発でやったものを職員が入れ間違いをしてしまったということで御報告をいたしました。今回、原因の分析をきちんとしたところで、先ほども申し上げましたが、職員の意識が少し低下していたということと、単発のものについてダブルチェックの徹底がされていなかったという分析を行っております。委員がおっしゃるダ</p>

	<p>ブルチェックをきちんとしていなかった理由については、私どもの係の中で複数人によるダブルチェックを指示しておりましたが、1人の目で見えていたということが、今回改めて原因分析をして分かったところです。事故が発生した翌日には緊急の係長会を行い、区全体で「ヒューマンエラー研修」という資料を基に、再度係の中で徹底するように指示を出しました。</p>
委員	<p>結局、ダブルチェックをすと言いながら、複数人でのチェックができていなかったということだと、今の報告で分かりました。もう1つの福祉事務所高井戸事務所はいかがですか。</p>
高井戸事務所担当課長	<p>私どもは従前から二重のチェックを、昼当番が行うことにしておりました。今回の事案については、昼の時間を過ぎて発送することになり、対応が少し曖昧になっておりました。今回の事故を踏まえ、確認者の確認印欄を封筒に最初から印刷してしまうことで、送る人、ダブルチェックする人の2人の印が押してあることを発送時に確認する体制にしております。また、昼当番が電話で発送の依頼を受けたときに、発送の用意をしているものとダブルチェックしているものが混じってしまうこともあったので、チェックを行う場所を、自席ではなく他の場所に変えるような試みも行っております。その後は、誤送付等はありません。</p>
委員	<p>どちらともチェックをしなければいけないと分かりつつ、しっかりとしたチェック体制ができていなかったということで、人的なミスだと思います。これは全庁的に言えることで、情報政策課の皆さんには、全庁的にこういった事例が今連続して起こっているのだということで、改めて本当にこのルールが徹底されているのか、ルールがリスクを回避するものになっているのかを見直すようにしていただかないと、前回も同じお話をしていると思うのです。福祉事務所からの情報も、どちらもすごく重要な情報です。これは区役所全体として重く受け止めていただきたいと、強く要望します。</p>
会長	<p>今の御質問に対して、事務局からお願いします。</p>
情報政策課長	<p>委員の御指摘のとおりです。今回、第1回審議会において4件の一般報告ということで、非常に重大に受け止めております。発生原因等も、二重チェックということでルールは示されていますが、きちんと守られていなかったということなので、今後の追跡調査も含めて、きちんとルールが守られているかどうか、こちらとしてもチェックするような体制を整えてまいりたいと思います。</p>
情報・法務担当部長	<p>少し補足させていただきます。実施機関を代表して、一言もないのですが、連続して起こっているということで、誠に情けない気持ちでいっぱいです。改めまして、皆様方におわび申し上げたいと思います。</p> <p>区としてもこういう事態を非常に重く受け止めており、つい先頃、副区長名で全課、全職員に改めて意識の徹底、再発防止策の徹底ということで、二度とこのようなことが起こらないようにという依命通達を發布しました。それを受け止めて、我々情報・法務担当部としても、これまでどおりのやり方ではまた再発が起きるのではないかと懸念がありますので、何らかの対応を考えております。例えば、事前の報告と事後のチェック、場合によっては立入検査や調査といったことを、情報・法務担当部で権限を持ってやるとか、具体的なことは今この場で</p>

	<p>は申し上げられませんが、何らかの形で今以上のチェック、対策が必要ではないかと痛感しておりますので、大至急、そういったものを講じて、再発防止に努めてまいりたいと思っております。</p>
委員	<p>それぞれについて、質問及び確認があります。まず高井戸事務所の事案についてですが、個人情報の内容として、不動産事業者の名称、所在、担当者名とありますが、この担当者の情報は個人情報の漏えいに当たらないのかどうか、その担当者に対する対応はしたのかどうかをお聞かせください。</p> <p>次に国保年金課の事案について、郵送の外部委託というお話がありましたので、誤って納付されたことによって違った情報が、委託先へ行ってしまうことも考えられたのかどうか、その点についてお聞かせください。</p>
高井戸事務所担当課長	<p>私どもの課では、福祉事務所から不動産会社の担当者に連絡がいくことによって対象者が生活保護受給者であることを推察されてしまう可能性があるという意味で、こちらに記載しております。</p>
国保年金課長	<p>外部への委託ということですが、今回外部委託するものとは全く別物と考えていただければと思います。</p>
委員	<p>まず高井戸事務所の、担当者名が記載されているということは生活保護をうんぬんというのは分かりますが、その情報自体が関係ない人の所に行っているわけですから、それが漏えいに当たらないかどうかという質問です。その場合は、何らかの対応をしなければならないという認識があるのですが、それを行ったかどうかということですか。</p> <p>国保年金課に関しては、郵送物等、外部委託するに当たって様々な情報を出すわけですから、仮に誤発送、誤納付、還付がなされたという事実が分からなかったら、違った情報が外部委託者の所に行ってしまうのかということですか。</p>
高井戸事務所担当課長	<p>福祉事務所から不動産会社担当者に連絡を行うことによって、対象者が生活保護受給者であることが推察されてしまうおそれがあると思いましたが、今回は連絡を行っておりません。</p>
情報政策課長	<p>不動産事業者の所在地・担当者名ということですので、担当者名については、通常の情報公開請求の際には個人情報という扱いで、代表者の場合は通常公開されていますので、個人情報ということで伏せて出しております。そういった意味では、担当者名の漏えいも一部個人情報の漏えいに当たるかと考えております。</p>
国保年金課長	<p>郵送に伴う還付事務の委託というお話ですが、今回、我々の還付事務の委託は、大量発生の際には委託しておりますが、今回のような単発のものは区職員が行っております。</p>
委員	<p>再度高井戸事務所について、情報政策課長から個人情報の漏えいに当たるというお話がありましたが、それについてどのような対応をしたのかという御報告をお願いします。</p>
高井戸事務所担当課長	<p>繰り返しになりますが、あえて御連絡をすることによって、生活保護受給者であるということが推察されてしまう可能性があるため、連絡は行わず、その他特に対策は取っておりません。</p>
委員	<p>事務局にお尋ねしますが、これは法には触れないことでしょうか。この不動産</p>



	<p>事業者の担当者は個人ですから、その個人については、本来 B 氏に対しては情報が出ているわけですが、A 氏に対しては出ない情報です。それが A 氏に対して漏えいしてしまったということですから、これは個人情報保護法に触れるのではないかと思いますので、見解をお聞かせください。</p>
情報政策課長	<p>厳密に言うと確かに個人情報で、本人の了解を得ずに第三者に提供しているという点では、個人情報保護法には反するという点ですが、今、福祉事務所担当課長からお話があったように、比較衡量でやむを得ない場合もあるのかなど。おわびするに際しては、当然、その間の事情を御説明しなければいけないだろうということ、更に機微な情報、生活保護を受けている方についての個人情報、その方が不動産契約をしようとしているということ、既に生活保護を受けていた方であることを前提に契約している場合には、もちろんよろしいのでしょうけれども、そうでない場合も考えられますので、そのときに余り細かい事情をお伝えしておわびするのは非常に難しいかと。その場合に、比較衡量でこの人におわびはできにくいのかなと考えております。</p>
委員	<p>私の質問は、法に触れませんかということです。</p>
情報・法務担当部長	<p>触れるかどうかの規範は、個人情報保護法ではなく、当区の個人情報保護条例です。条例の、この場合には限密に言えば外部提供に当たるかどうかということ、恐らく形式的に、外形的に考えれば、本人の同意を得ずに渡したということであれば、外部提供の条項に抵触するおそれはあると思います。それはきちんとその後の対応をやっていく必要があるかと、今お話を伺っていて思いましたので、もう一度引き取って、条例との関係で十分に今後の対応を検討したいと思います。</p>
委員	<p>分かりました。</p>
委員	<p>条例の適用解釈などについては、事務局から回答いただくことになると思います。個人情報の漏えいに関する責任はどのようなところにあるのかについての一般的な見解ですが、行政機関、民間部門それぞれ適用される法令が異なりますので、民間部門については個人情報保護法が適用されます。個人情報保護法の安全管理措置義務の対象は個人データとなっており、検索性・体系性を有する個人情報が安全管理措置義務の対象となっております。安全管理措置義務の対象については漏えい・滅失・棄損となりますが、今回の第三者に納付書が混入されて送付された事案については、個人情報保護法の適用はございません。したがって、個人情報保護法に基づく罰則の適用はないことになります。</p> <p>一方で、行政機関等個人情報保護法については、行政機関と個人情報保護法、独立行政法人と個人情報保護法ということで、こちらは行政機関個人情報保護法と独立行政法人等個人情報保護法の 2 本の法律がございます。こちらについては、保有個人情報の漏えいについての安全管理措置を行うことが定められております。適用は行政機関と独立行政法人等となりますので、行政機関等個人情報保護法の適用も、今回の事案について適用はございません。</p> <p>一方で、自治体については、正にこの情報公開・個人情報保護審議会の根拠となる杉並区の個人情報保護条例が適用されますので、そうしますと、杉並区個人情報保護条例が今回の事例については適用されることになります。先ほどの第三</p>

者への納付書の混入が第三者への提供に当たるのかについて、今後検討を行う際に、条例では第15条で外部提供の制限がありますので、外部提供に当たるかどうかについての解釈がまずなされると思います。最終的な解釈については実施機関側での解釈となりますが、あくまでも有識者としての解釈を述べさせていただきますと、個人情報の漏えいについては外部提供には当たりませんので、外部提供というものはあくまで条例に定められている管理個人情報の区の機関以外への提供を外部提供と呼んでおり、したがって漏えい等、条例に予定していない手続については外部提供には該当しないこととなります。

そうしますと、何が問題になるかと言いますと、外部提供ではない、文字どおりの漏えいが問題となるわけです。こちらについては外部提供するときにも漏えいの防止をすることが15条の3項で定められているわけですが、もともと条例に基づいて実施機関が負うべき義務については、適正管理の実施が第10条の第3号で定められておりますので、漏えいを防止することについての必要な措置を講ずる責任が定められています。したがって、今回委員から御指摘のあった責任の所在については条例の第10条の適正管理の原則に反し、漏えいを防止する措置を講じていなければならなかったところを、漏えい防止措置を講じていた結果、第三者に納付書が混入されてしまったことについての責任が問われるべき問題にはなるかと思えます。あくまでこちらについては漏えい措置を講ずる措置義務が定められておりますが、漏えいについての安全管理措置の義務としての責任が定められているわけではありませんので、民間部門、公的部門のような形での罰則の適用とは条例は異なる形での適用となっております。

最終的にどのような責任が発生するのかについては、区側の解釈となります。民間部門、行政機関、それから条例の適用についてはそれぞれ相違点がありますので、漏えいと外部提供についての違いについては、特に御注意をいただいた上で、条例の解釈を行っていただきたいと思えます。

通知義務についてです。漏えいが発生した場合に、現在の国内法で本人に通知をすることが義務づけられているかどうかという問題があります。現行法上、通知が義務づけられている根拠法は存在いたしません。したがって、民間部門、行政機関、自治体いずれについても、義務として通知を行うことは、法定はされていないところです。ところが、各府省のガイドラインとか、実務上通知を義務づけるもの、又はプライバシーマーク制度のように、民間が自主的に行っているものについては通知を行うという手続が定められているものもあります。現に、経済産業分野のガイドラインでは、情報サービス業などが、例えば今回のこの委託業者が漏えいを発生させたような場合については、主務大臣への報告を行うという手続が定められております。そういったガイドライン等の手続で通知を行うことは場合によってはありますが、法令の義務として通知を行うことが法定されているという手続は、国内法にはありません。今回の部分についても、本人に通知をすることについて、通知しなかったことによる責任が発生するとは考えられないところです。

会長

では委員、どうぞ。

委員	<p>1点だけ、内容で気になるところがありましたので、一応確認させていただきたいと思います。B 被保険者に対して謝罪されてということですが、要するに、A 被保険者が B 被保険者のものを払っていたので、B 被保険者は払っていなかったわけですね。後からすみません、払ってくださいということになるのだと思うのですが、すんなりと払っていただけることになったのでしょうか。ちょっと怖いところなのかなと思ったので、確認をさせていただきます。</p>
国保年金課長	<p>B 被保険者については、事前に別の職員のほうが滞納の交渉をしております、少なからず何月分かの滞納がございましたので、引き続き対応をさせていただいているところです。</p>
委員	<p>滞納というのは、A 被保険者に送付されていたため滞納になってしまった部分を行っているのか、それともそれ以外の滞納があったという話なのですか。</p>
国保年金課長	<p>それ以前からも滞納があったという形になります、この B 被保険者については。</p>
委員	<p>分かりました。いずれにしても、そもそもの滞納はもちろんだと思うのですが、A 被保険者が支払ってしまっていた部分の納付もしていただくということで、納得はいただいているということによろしいのですか。</p>
国保年金課長	<p>委員おっしゃるとおりです。</p>
会長	<p>ほかに御質問はありませんか。ないようですね。それでは、本件については了承ということにさせていただきます。</p> <p>最後の 2 件です。健康推進課、そして学務課からの説明をお願いします。</p>
健康推進課長	<p>私からは、今回の国民生活基礎調査においての世帯一覧等の紛失について報告いたします。説明に先立ち、本件について関係者の方々に多大な御迷惑、御心配をおかけしましたことを心よりおわび申し上げます。</p> <p>資料を御覧ください。まず概要です。国から委託され、実施しております国民生活基礎調査において、調査員が個人情報資料を入れたバッグを、提出先である杉並保健所に来る途中に紛失したというものです。紛失後、その周辺等を探しましたが発見することができずにおりましたが、夜になって東京メトロ銀座線の新橋駅から遺失物の連絡があり、当該駅に出向き、個人情報の入ったバッグを回収したというものです。なお、当該バッグは午前中に当該駅に届けられており、紛失後直ちに届けられたものと推測できることから、個人情報の漏えいはないものと思われま。紛失した個人情報ですが、国民生活基礎調査地区要図、当該調査地区の 36 世帯の世帯主名及び家族数を記したものと、及び当該調査の基となる平成 27 年国勢調査における調査区要図と調査名簿です。</p> <p>次に、この間の区の対応です。午後 2 時頃紛失の報告を受け、区職員も当該駅のほうに出向き確認しましたが、発見することができず、午後 7 時に紛失事故を報道機関に情報提供すると同時に、調査区の各世帯を訪問し、紛失したことの報告と謝罪を行ったところです。その後、遺失物の連絡があり、回収したとの報告を受け、翌日の 5 月 3 日に調査員宅に赴き、紛失した個人情報を確保するとともに、再度調査区の各世帯を訪問し、紛失した個人情報を回収できた旨、報告させていただいたところです。</p> <p>今後の再発防止策です。改めて調査員全員に個人情報の管理を徹底することと</p>

	しております。加えて、調査手順を再確認するとともに、調査対象世帯が希望する場合には郵送による返送方法を取るなど、再発防止に努めていく所存です。
教育委員会事務局 次長	<p>教育委員会事務局の次長です。学務課長に代わりまして、今回の個人情報の紛失について御報告を申し上げます。まず報告に先立ちまして、この度の紛失によりまして関係者に御心配と御迷惑をおかけしましたこと、改めておわび申し上げたいと存じます。どうも申し訳ございませんでした。</p> <p>本件については、1番の概要にありますとおり、本年5月2日の夕刻、区立学校の給食調理委託事業者の調理職員が、学校からの持出しを禁じております「調理室手配表」をカバンに入れ、アレルギー対応食の誤配防止用の付箋を自宅で作成するために自転車で持ち帰り、その帰宅途中に立ち寄ったスーパーマーケットで、「調理室手配表」の入ったカバンを紛失いたしました。この調理職員は直ちに交番に届けるとともに、付近を探しましたが、当該カバンは発見できず、5月8日の9時に業務責任者から学校に報告がございました。</p> <p>2番の紛失した個人情報については、この「調理室手配表」にはアレルギー対応生徒11名分の姓、学校名、学年、学級、除去食材の個人情報が記載されており、5月1日から5月31日までの土日を除く20日分の20枚の資料です。</p> <p>3番の区への対応です。事故の公表と謝罪として、5月9日の午後、アレルギー対応生徒11名の保護者へ学校からまず電話で御連絡、謝罪いたしました。また、全ての調理委託事業者に対して、事故発生報告と個人情報の取扱いに関する注意喚起文書を直ちに発送し、すべての調理職員への周知徹底を指示いたしました。報道機関に対しては、当日夕刻に情報提供を行っています。更に、5月10日、当該校の全保護者に対して、この事故発生報告とおわびの文書を配布したところです。</p> <p>最後に、再発防止策、防止に向けた取組です。この当該委託事業者に対しては、受託校が3校ありますので、全ての調理職員に対して、個人情報の取扱いに関する研修を改めて実施させるとともに、研修後の対応状況を定期的に確認するなど、個人情報記載書類の外部持出しの禁止及び業務終了時の施錠できる書庫への保管等の徹底を図ることといたしました。今後再発防止の徹底に組織として取り組んでまいります。報告は以上です。</p>
会長	では、御質問がありましたらどうぞ。
委員	学校給食の「調理室手配表」の紛失についてですが、これは本当にあってはならないことだと思います。学校からの持出しを禁じているということで、それを持って行ったということがもちろんあってはならないことですが、アレルギー対応生徒というのは、親はとても気にしていると思います。それで除去食材が漏れてしまったということは、もしかしたら子どもの命に関わることなので、大変心配されていると思いますが、ここには電話での謝罪としか書かれていないのですが、電話で謝罪だけで済んでしまったのが気になるのですが、いかがですか。
教育委員会事務局 次長	今回報告いたしました謝罪については、5月9日当初の対応について記載しております。今委員からありましたとおり、当該保護者あるいはお子様方については改めて、教育委員会もそうですが、この委託事業者の責任者の謝罪ということについては、きちっと行っております。また、アレルギー食材の情報が紛失した

	<p>ことについては、委員御指摘のとおり認識を私どもも持っておりますので、今後、このような事故が二度と起こらないように、全ての委託事業者に対して、個人情報の適切な管理について徹底を図ってまいりたいと考えております。</p>
委員	<p>「調理室手配表」の紛失についてですが、区の学校給食に関しては小学校保護者、中学校保護者、栄養士、あと区の職員などが参加する懇談会があるかと思えます。この懇談会では、委託業者の自己評価や学校、学校給食運営協議会の評価など、委託業者の評価をしている懇談会だと、私は認識しております。そちらのほうに対しての報告とか、その懇談会には小中学校のPTAのほうからも派遣委員として出ておりますが、例えば、小学校のPTA 連合協議会、中学校のPTA 連合協議会への報告はしてございますか。</p>
教育委員会事務局次長	<p>委員からお尋ねのありました小学校PTA 連合協議会及び中学校PTA 協議会への報告についてですが、現時点では行っておりません。しかし、今後、速やかに小学校PTA 連合協議会及び中学校PTA 協議会に情報提供するとともに、今、委員からお話のありました懇談会においても、事故の概要、対応及び再発防止の取組について報告させていただきます。そして、PTAの方々から御意見をいただきながら、さらなる個人情報の適切な管理について徹底を図りたいと考えております。</p>
委員	<p>先ほど、他の委員からもお話ありましたとおり、給食というのは非常に安全面を重視しなければいけない。また、学校教育に関しては、食育という重要な位置づけだと思っております。対応に関しても、報告に関しても、そこは早急に子供の安全に関わることでありますので、御対応いただけるようお願いしたいと思います。</p>
委員	<p>私も、学校給食の「調理室手配表」の紛失について、確認をさせていただきたいと思えます。そもそも持ち帰って家で作業をするということが、常態化していたのかと思うのですが、いかがですか。</p>
教育委員会事務局次長	<p>杉並区では、平成13年9月から学校給食調理業務委託を順次拡大してまいりましたが、このような個人情報の紛失事故は、初めて起こりました。また、当該委託事業者にも確認をいたしましたが、常態化していたということはありません。ただし、個人情報の適切な管理については、委託契約の仕様書に記載があり、委託事業者は毎年度定期的に個人情報の適切な管理に対する研修を行い、事故防止の徹底を図っている中で、本件事件が発生してしまいました。このことを重く見て、当該委託事業者だけでなく、全委託事業者に対して今後このような事故を起こさないよう、個人情報の適切な管理と事故報告の徹底を図ったところです。今後も引き続き委託事業者に対する指導を徹底し、本件と同様な事故が発生しないよう、取り組んでまいりたいと考えております。</p>
委員	<p>たまたま今回初めて持ち出したら、たまたま失くしてしまった、置き忘れて取られてしまったというのは、可能性的にはかなり低いのかなという気がするのです。日常ではないにしろ、やはりそういうことが発生していた可能性があるということは頭に入れて、先ほども言わせていただきましたが、全庁的な情報共有をお願いしたいと思います。ルールが決まっても、そのルールが徹底されないというところが一番大きな問題だと思いますし、そこには人的な認識不足もあれ</p>

	<p>ば、忙しすぎて学校の中ではこの作業はできないから家に持ち帰ってというような状況があるのかもしれませんが。その辺も全体を見て、ルールを決めて、ルールを守れだけでなく、ルールを守りやすい環境をしっかりと作れるような対応をお願いしたいと思います。</p>
会長	<p>ほかにありますか、どうぞ。</p>
委員	<p>個々の個人情報の漏えい、それから個人情報資料の紛失等について、今まで委員からの指摘を聞いてきたのですが、そもそも論として、この再発防止策を各課に任せていいのかと思っております。通常の民間の組織だったら、例えば監察セクション、少なくとも検査セクションが恒常的に各課の動態調査を行っているわけですね。例えば、今先に2件、個人情報の漏えいについて話された課は、もう退室されているんですね。同じ個人情報の話を、これからまだ2つあるというのに、聞こうという意識がない、徹底した縦割り組織のような感じがするのです。先ほど委員から御説明いただいた資料 3-1①特定個人情報保護評価書の中の、後期高齢者に関するものですが、69 ページに「監査」というセクションがあるので。唯一「内部監査」という言葉がここに入ってきているのですが、この「内部監査」というのは縦割りにせず、全てのセクションに、動態をチェックするために入れなければいけないものという認識がないと、「内部監査」なんていう言葉を安易に入れないでもらいたいと、そういう気がするのです。本来、個別の課が再発防止に向けて、対策を個々に考えたとしても、業務を推進している課自らが、再発防止策を作るということはそこに矛盾する事象が起きてきて、必然的に時の経過とともに、この対策は弱くなっていく。だから、同じ事例が、同じ事故が2回起こるといっても、理解できると思うのです。限りなくゼロに向けてというのは、限りなくゼロなのだけれどもゼロではないのです。人間は必ずミスをするという前提に立って、そういう対策を、区を挙げてきちっと作って、初めて区民に対するおわびになるのではないかと思うのです。情報政策課さんとしての、先ほどのまいったとか、困ったとかいうお話ではなくて、具体的な対策をこれからどう練るのかというのを、今分かる範囲内で結構ですので、お聞かせいただきたいと思います。</p>
情報政策課長	<p>今御指摘のとおり、非常に大変な状況ということで認識しております。実際にその対策について、危機管理室のほうで各課に提出を求めて、対応しているのですが、そういったものについて情報セキュリティの担当であります情報政策課としてもチェックをいたしまして、適切な内容かどうか。また、その後きちんとそのルールが守られているかどうかということで、先ほどPIA、特定個人情報については内部監査ということで、2年に一度必ずやっております。ただ、特定個人情報でない個人情報については、年に1回自己点検ということでやっておりますが、今後そういった内部監査、また外部監査についても強化していく方向で検討してまいりたいと思っております。</p>
会長	<p>ほかによろしいですか。それでは御質問ないようですので、本件は了承とさせていただきます。</p> <p>本日の議題は以上ですが、事務局から何かありますか。</p>

<p>情報・法務担当部長</p>	<p>現在の審議会の委員の皆様は任期についてです。本年の6月30日までという任期となっております。2年前に委嘱をさせていただいて、早いもので2年間たちました。改めまして、大変お忙しい中にもかかわらず、審議会の審議に御参加をいただき、また熱心に御審議をいただきましたこと、本当に感謝を申し上げます。ありがとうございました。</p> <p>後任の委員の方については現在それぞれ御推薦をいただいている団体に、再度また推薦を依頼しているところです。現在そういう状況にあることをお知らせさせていただきたいと思っております。今日が任期最後の審議会ということですので、会長から一言ございましたら、よろしくお願ひしたいと存じます。</p>
<p>会長</p>	<p>ではせん越でございませうけれど、私から御挨拶させていただきます。どうも大変皆様方、長い間ありがとうございました。お陰さまをもちまして、審議会を無事終了することができました。お辞めになられる方、それから残られる方いらっしゃると思ひますが、私個人のことを申しますと、今回で会長を退任させていただくこととなります。</p> <p>振り返ってみますと、杉並区との関係は、実は昭和53年だったと思ひますが、<b>「電算条例」</b>というのでございまして、そこで、個人情報保護のコンピューターに関わる問題が生まれて、それ以来のお付き合いでございませう。あと昭和62年でしたか、<b>「個人情報保護条例等」</b>が出来て、そして今日に及んでおります。期間としては38年になっているところで、本当に皆様方にお世話になったこと、御礼申し上げます。</p> <p>振り返って見ますと、初期の頃は個人情報を取るのに、取り過ぎではないかという御意見が生まれて、やはり過剰収集というのですか、例えば保育園に入るときに、申請書にお父さんとお母さんの名前を書いてもらう時代があったのです。これはちょっと取り過ぎではないかということで、皆さんと検討して、<b>「保護者」</b>にしようではないかということで、今日に及んでいるわけですね。また、御記憶あると思ひますが、今度は逆に過剰反応で、名簿も作ることができないとか、そういうようなことがございましたが、今日、自治会の名簿とか、それから緊急連絡の名簿等も、ちゃんとバランスある形で作られるようになってきているわけですね。近年では大変難しくなりました、コンピューターもネットワーク時代になったり、それからマイナンバーの制度も導入されることとなりました。委員からもありましたが、この5月30日、<b>「改正個人情報保護法」</b>によって新しい制度が出て来るということで、時代とともに個人情報に関わる課題が変わってまいります。どうぞ杉並区の個人情報の保護についてもますますの御発展をお祈りさせていただくとともに、本日御出席の委員の皆様方の御健勝をお祈りさせていただきまして、私の委員の退任の挨拶とさせていただきます。どうも長い間ありがとうございました。</p>
<p>情報政策課長</p>	<p>会長、長年お務めいただきまして、誠にありがとうございます。次回ですが、構成員の変更があるかと存じますが、念のため次回の開催予定をお知らせ申し上げます。次回の審議会は、平成29年7月25日、火曜日、午後2時からです。場所は、本日と同じ、中棟6階第4会議室の予定です。どうぞよろしくお願ひいた</p>

	<p>します。</p> <p>ただいま会議録の確定版をお配りしておりますので、しばらくお待ちください。</p>
会長	<p>それでは、以上で平成 29 年度第 1 回杉並区情報公開・個人情報保護審議会を終了とさせていただきます。本日は、御協力ありがとうございました。以上で終了させていただきます。</p>